

議案第90号

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年上越市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年上越市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「10万3,700円」を「10万5,620円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「10万3,700円」を「10万5,620円」に改め、同条第3号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「10万3,700円」を「10万5,620円」に改める。

(上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成21年上越市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。